

## 第2回 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における

### 運営事業者選定委員会 次第

日 時 平成 29 年 11 月 13 日(月)

9:00~12:00

場 所 横浜市庁舎 7A会議室

#### 《次 第》

- 1 開会 9:00~9:05 (5分)
- 2 障害福祉部長あいさつ 9:05~9:10 (5分)
- 3 議事
  - (1) 選定基準の確認 (財務評価について) 9:10~9:15 (5分)
  - (2) 応募事業者からのヒアリング・採点 9:15~11:15 (120分)

1	A者	9:15~9:45 (プレゼンテーション (10分)・ヒアリング (20分))
		9:45~9:55 (採点 (10分))
2	B者	9:55~10:25 (プレゼンテーション (10分)・ヒアリング (20分))
		10:25~10:35 (採点 (10分))
3	C者	10:35~11:05 (プレゼンテーション (10分)・ヒアリング (20分))
		11:05~11:15 (採点 (10分))

休 憩 (11:15~11:30) ※事務局による集計

- (3) 選定 11:30~11:45 (15分)
  - ・事務局からの集計報告
  - ・運営事業者候補決定
  - ・意見交換 (事業者への要望等)
- 4 閉会 11:45~11:50 (5分)

## 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における

### 運営事業者選定委員会委員

(順不同・敬称略)

氏名	所属	分野	備考
しんぼ 眞保 智子	法政大学 現代福祉学部教授	学識経験者 (社会福祉)	横浜市障害者就労支援推進会議（横浜市障害者施策推進協議会の下部組織）委員長
かげやま 影山 摩子弥	・横浜市立大学教授 ・横浜市立大学 CSR センター LLP センター長	学識経験者 (経済)	
くらし 倉石 尋子	中区関内地区民生委員児童委員協議会副会長	地域福祉 関係	
のもと 野本 史男	神奈川県障害者雇用促進センター 一雇用促進課課長	労働行政 関係	
もり 森 和雄	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事	弁護士	横浜市障害者施策推進協議会委員
あらい 荒井 清志	荒井清志公認会計士事務所	公認会計士	日本公認会計士協会神奈川県会より推薦

計6名

### 事務局

もとよし 本吉 究	横浜市健康福祉局障害福祉部長
やまだ 山田 洋	横浜市健康福祉局障害企画課長
えはら 江原 顕	横浜市健康福祉局障害企画課就労支援係長

## 2 審査項目及び配点

審査の項目と視点	評価点	比重	配点
<b>1 理念及び応募理由</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>理念に即した応募理由となっているか。</li> </ul>	5	× 1	5
<b>2 事業実績等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案した事業を確実に実施することができる、信用・実績があるか。</li> </ul>	5	× 1	5
<b>3 経営状況の安定性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務状況が健全であるか。</li> <li>安定的な資金調達能力があるか。</li> </ul>	5	× 1	5
<b>4 事業概要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体の3年後及び5年後の中期的な見通しを描けているか。</li> </ul>	5	× 1	5
<b>5 事業計画の実現性</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の事業のスケジュール及び内容は実現可能なものか。</li> <li>事業計画と収支計画の整合性が図られており、現実的であるか。</li> </ul>	5	× 1	5
<b>6 障害者への配慮</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害の特性に配慮した事業内容、体制（労務環境、人材育成等を含む）、設備か。</li> <li>障害者雇用促進法の合理的配慮の考えが提示されているか。</li> </ul>	5	× 2	10
<b>7 地域連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の状況や特性を把握しているか。</li> <li>事業の中でいかに地域や関係機関と連携するか、具体的に書かれているか。</li> </ul>	5	× 1	5
<b>8 普及啓発・地域貢献</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発の取組により、市民・企業等への障害理解の促進を期待できるか。</li> <li>地域貢献に対する考え方が提示されているか。</li> <li>障害者のスポーツや文化・芸術活動の振興に寄与するか。</li> </ul>	5	× 2	10
合計			50

満点：50点×6人＝300点

ア いずれかの審査項目の評価点が最低点（1点）と評価された応募者は、得点の如何に関わらず失格とします。

イ 審査項目の合計点数が最低制限基準（6割、180点）に満たない場合は失格とします。

ウ 応募者が1者であっても、ア又はイとなった場合は選定されず、再度公募を行います。